

【別紙2】

審査の結果の要旨

氏名 朴 志善

本論文は、日本と韓国を事例に、政府与党間事前協議制度（以下、事前協議制度）と党内不一致との関係を明らかにする試みである。事前協議制度は、政府与党の中で存在する政策選好の相違をどのようにして処理するかに関わる重要な制度であるが、その形成、性格の多様性、維持に関しては十分な研究が行われてこなかった。本論文は、与党指導部が党内不一致を解決するために取り入れる権力資源に注目して、事前協議制度の動態を説明する。

本論文は、序論、第1～5章および結論によって構成される。

まず、序論では、本論文の分析枠組が提示される。事前協議制度は、党内グループを持つ有力議員間の不一致に直面する与党指導部が、党の一体性を高めるために与党に提供する権力資源であると主張する。与党には、行政府首班と有力議員間、党指導部と一般議員間という2種類の対立があり、これらの党内不一致が繰り返されることによって、事前協議制度が導入、形成される（仮説1）。2種類の対立軸それぞれにおいて、どのアクターへ権力資源が有利に配分されているかによって、政府中心型または与党中心型、そして集権型または分権型という事前協議制度の性格が規定される（仮説2）。このようにして形成され、持続してきた事前協議制度は、新政権によって改革の対象にされるなど、何らかの要因で急激に変化がもたらされる場合もあり得るが、こうした制度改革は党内権力資源配分の変化を伴うものでない限り新たな党内不一致を生み、最終的には事前協議制度は旧に復されることになる（仮説3）。

次に、第1章から第5章においては、与党中心・分権型の事前協議制度を採る日本と、政府中心・集権型の事前協議制度を用いる韓国について、それぞれの制度形成、維持、（不）変化の過程が分析される。

日本の事前協議制度は、1955年の自民党結党時から存在し、とくに党内派閥対立と絡み合いながら、第2次岸信介内閣における「政策先議」や池田勇人内閣における「赤城メモ」、そして第3次党組織調査会答申に基づく総務会・政調会の強化などを通じて、与党中心・分権型の事前協議制度が形成・定着したと主張する（第1章）。他方、韓国では、与党・民主共和党内に派閥対立は存在したものの、1960年代末までに朴正熙大統領の党内有力者に対する相対的優位が確立されたため、閣僚である無任所長官を中心とし、与党側の参加者は限定される政府中心・集権型の事前協議制度が形成された（第2章）。

第3章は、与党内の権力資源の配分が変わったことに伴い、事前協議制度にも変化がもたらされた事例を取り上げる。2001年から2006年の小泉純一郎政権では、1990年代から

の政治改革、行政改革の結果として生じた、自民党派閥に対する首相官邸の、そして自民党の一般議員に対する党執行部のリソース増大を反映して、事前協議制にも政府中心化・集権化という変化が見られた。他方、1993年から1998年の金泳三政権では、民主化以降、大統領に対する与党の、そして与党執行部に対する一般議員の政治的資源が増す中で、事前協議制度には与党中心化・分権化という変化が見られた。

その反面で、資源配分の変化という裏付けを伴わないままで事前協議制度の改革を試み、与党内の不一致を惹起したのが2003年から2008年までの盧武鉉政権である。盧大統領による党政分離や党青分離改革は、党人事や選挙資金配分などにおける大統領の権限がむしろ弱まる中で行われたため、与党・ウリ党からの激しい反発を招いて失敗に終わった（第4章）。同様に2009年から2012年までの日本の民主党政権でも、小泉自民党政権以降と大して党内資源配分の変化がないままで政府・与党一元化（政策調査会・事前協議廃止）が行われたため、その後の与党内対立と絡んで、菅直人内閣では党政調、そして野田佳彦内閣では事前協議が半ば復活し、再政権交代後の第2次安倍晋三内閣ではほぼ従前通りの制度に復された（第5章）。

最後に、終章では、上記の分析結果を要約した上で、本論文は政府与党関係論における研究のバリエーションを増やし、また新たな責任政党内閣モデルの提示を試みるものという含意および今後の課題が示されている。

本論文の評価は以下の通りである。

本論文の長所としては、第1に、日本と韓国双方に見られる政府と与党間の事前協議制度に注目して、従来の研究に見られるような大統領制と議院内閣制、また民主制と非民主制という違いを超えて、直接比較可能な理論枠組を構築し、説得的な議論を展開している点が挙げられる。

第2に、従来の事前協議制度研究には、政治過程研究や政治史を中心として政治体制や政策過程に視点を置くものが多く見られるが、これに対して本論文は主として与党側に着目し、とくに与党幹部と一般議員それぞれについて事前協議制度に関わる費用と便益を考察しようとするものであり、その着眼点にはオリジナリティが認められる。

第3に、第2章以下で日本および韓国それぞれの政治過程を記述する際の、先行文献の検討や資料の解釈などの研究手続きは概ね適切である。母国語である韓国語に加え、日本語と英語の文献や資料を読み込むことができる能力は、研究者または高度に専門的な業務に従事するための能力を十分に備えていることの証左と認められる。

但し、本論文にも短所がない訳ではない。

第1に、事前協議モデル以外の政府与党関係モデルに該当する国においても事前協議類似の制度や慣習が見られ、日本でも事前協議によらず与党が作成した政策案を政府が受け入れるケースもある中で、もっぱら与党内不一致問題が事前協議制度の性格を決定するという本論文の枠組の射程は限られるのではないかという疑問が残る。

第2に、事前協議が行われた結果として、国会審議における党内規律や党内不一致の緩和にどのような効果が見られたのかという点につき、本論文の知見は必ずしも判然としない。

第3に、韓国政治史上もっとも与党の影響力が強かった李承晩政権に関する分析がなされておらず、日本における民主党から自民党への政権交代期の考察が手薄であるなど、事例分析の範囲がやや狭いと思われる。

しかし、これらは、今後筆者がクロスセクショナルおよび時系列的な比較の幅を広げ、研究をいっそう発展させるための課題とも言えるものであり、本論文の価値を大きく損なうものではない。

以上から、本論文の筆者が自立した研究者あるいはその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を備えていることは明らかであり、本論文は博士（法学）の学位を授与するにふさわしいと判定する。